

会 務 月 報

第355号

発行 社団法人 日本建築士事務所協会連合会

■第4回財政検討特別委員会議事概要

日 時 平成24年8月23日(木)

14:05～18:00

会 場 日事連会議室

出席者 委員長 三栖邦博

委 員 八島英孝、山下卓治、上野浩也、大内達史、
田端 隆、宮原克平

事務局 高津充良、北野芳男、恩田利昭、前田敏明、
赤土 崇

欠席者 委 員 西村 武

1. 協議事項

今後の方向性について

(1) 三栖委員長から以下の趣旨の発言がなされた。

今回の財政検討特別委員会が常任理事会に報告する前の委員会となるため、それに向け今回は大方の方針を決めたい。事務局から事前に提示された支出削減項目について資料が配布されており、それに基づき各委員の意見が提出されている。まずは、各委員より説明してもらい、採用する支出削減項目について議論したい。

また、収入増についても考え、いつごろまでに収支バランスを±0にできるのか議論したい。

(2) 資料1各委員の案に関する説明

①三栖委員長案説明

平成26年度に収支±0、平成30年度に財政安定積立預金を2億円に回復させるよう検討した。2億円の根拠は、次に大規模な災害が起きたときに、東日本大震災

への対応と同様に1億円程度必要と想定し、その2倍の金額とした。事務局で作成した7/18提示案資料(以下「7/18資料」)の事務局人件費、調査研究費から支出している出向・契約職員人件費、会議費削減案はそのまま採用した。平成25年度の人件費は平成23年度に比して2,300万円削減されるので8,500万円とし、平成26年度は平成23年度に比して2,100万円削減されるが、ある程度回復分を見込み9千万円とした。

管理費については平成23年度に比して300万円の削減で5,400万円とし、それ以降もほぼ同額を見込んでいる。

事業費について支出削減が考えられる項目として、会議の開催回数を減らす案、キャンペーン事業助成金削減案、東京開催の全国大会についての式典参加費とパーティー参加費を分ける案は採用した。総会懇親会、事務局連絡会議及び調査研究費の出向職員については今後の事業展開を考え、廃止しない方がよい。

会員増強による収入増については、各单位会が1ヵ月に1人会員を増やし毎年500人程度の増とした。

平成25年度の収支予測は削減案の採用により、支出が3億4千万円、収入が2億9,500万円で4,500万円の支出超過。平成26年度は支出が3億円、収入も3億円となり計算上の収支は±0となる。

③上野委員案説明

日事連の財政状況を単位会に理解してもらい、当面のキャンペーン助成金を半額にとどめてはどうか。当面とは5年間を目標とし、その間1,380万円の支出削減効果が得られる。5年経過以降は、助成金は廃止しパンフレット等のみ提供する。

全国大会については、経費削減し規模を縮小してでも毎年開催すべきである。地方開催の主管会に対する1,600万円の拠出金を半額の800万円にできないか。また、地方開催の全国大会の内容を協議する全国大会運営特別委員会の委員の旅費は、日事連ではなく主管会となる

単位会が負担すべき。旅費として90万円が支出削減できる。

東京開催の全国大会については、隔年ではなく5年ごとに記念大会として開催するようにはどうか。

日事連建築賞の審査経費が350万円というのは検討余地がある。200万円を目標とし、支出を150万円削減できないか。

事務局人件費は、東京と地方の単位会とは考え方に相当の開きがあることを認識しなければならない。地方より東京の人件費が高くなる説明根拠の準備が必要である。

支出削減案だけでは限界があるので、収入増加のための収益事業も視野に入れる必要がある。

④大内委員案説明

キャンペーン助成金については、当面支出削減をする。総会の懇親会や事務局連絡会議も同様に当面休止する。

収入としては、単位会の機運を高め会員増加率年間5%増を目標にし、年額1千万円の収入増につなげたい。講習会、講演会、フォーラムの企画及び国庫補助金業務の獲得等で収入を図ることも可能ではないか。

⑤田端委員案説明

日事連7/18資料の事務局人件費、調査研究費から支出している出向・契約職員人件費、会議費削減案については賛成である。会議の開催回数を減らす案については、状況に応じて実施すべきである。

キャンペーン助成金については減額ではなく、一定期間廃止することで年間2,700万円支出削減できる。

総会の懇親会や事務局連絡会議は当面中止もあり得る。東京開催の全国大会については参加費12,000円のみで運営できるように規模を縮小すべきである。調査研究費については、必要になったときに更正予算として計上すればよいのではないか。

収入基盤の強化も必要。各省庁から情報を集め、事業を受託することで業務拡大を図れるのではないか。

⑥西村委員案説明（本人欠席のため事務局が代わりに説明）

「全国知事会議」では、各都道府県が知事の旅費を負担している。全国会長会議も単位会会長の旅費を、日事連ではなく各単位会に負担させるべきである。ただし、職務で出席する日事連役員については日事連で旅費を負担する。

⑦宮原委員案説明

平成26年度に東京で開催される全国大会は、6月の総会と同時に実施したらどうか。

会議の開催回数については、余り減らしてしまうと日事連の事業自体が縮小してしまう恐れがあるので、スカイプというインターネットテレビ電話会議をすべての委員会に導入することで、大幅な支出削減ができるのではないか。

(3) 各委員から以下のような発言がなされた。

①事務局人件費について

○今後5年にわたり人件費を9千万円で見込んでいるが、日事連の運営が縮小してしまう恐れがあるので、収入増に対して人件費の増額も考えておく必要がある。

②会議の開催回数について

○将来的に必要な会議も出てくる可能性があり、流動的に考えるべきだと思う。

③キャンペーン事業について

事務局よりキャンペーン事業の変遷について以下のような説明がなされた。

平成11年度に「大キャンペーン」という名目で始めた、当時は広報費として2,800万円支出してもなお、次期繰越収支差額が一般会計で1億3千万円という、財政状態が良好なときであった。日経新聞全国版に全面広告を出したが効果が薄かったため、平成12年度より、日事連の知名度を上げるためのキャンペーンを地域密着型で行う趣旨で、単位会に助成金を出した。平成13年度から平成18年度までは各単位会に一律60万円支出し、平成19年度以降は60万円に満たなかった場合は残額を返金してもらうようになった。

以上の説明の後、委員から次の意見があった。

- 日事連が集めた会費を助成金等として単位会へ返金するシステムも、一律60万円というのもおかしい。
- キャンペーン事業の助成金を確保するための会費の改定は避けなければならない。
- キャンペーン事業の助成金はなくし、パンフレット等のみを現行どおり配布してはどうか。
- 助成金がなくなったらキャンペーンができなくなってしまうと考えている単位会が多くあるので、そのような単位会に理解してもらうため早めに議論していかなくてはならない。
- キャンペーン事業の助成金は、本来日事連がやるべきキャンペーンを単位会にやってもらっているものなので、日事連の財政状況の悪化により当面中止という説明でどうか。
- 財政悪化により当面中止するというだけではなく、キャンペーン助成金の趣旨が当初のものと変わってしまっているため、この機会に見直したという説明の方が、単位会の納得を得られやすいのではないか。
- キャンペーン事業の助成金の中止については、長い時間かけて徐々に縮減していくよりは、一気に削減してしまう方がよい。単位会への弊害を考慮し徐々に縮減していくと、日事連の赤字体質が長引くだけでなく、執行部が代わると助成金が復活してしまい、財政再建ができない可能性がある。
- ④その他、収入増等について
- 新規事業の立ち上げに関しては、立ち上げても2年ほどで利益が上がりにくくなってしまいがちなため、毎年利益が上がってくるような事業を考えるシステム作りが必要。
- 各単位会から収入を得ている方法に関する情報を集め、その情報を単位会へ流してはどうか。
- 功労者表彰の表彰状と記念品を特注品ではなく既製品に変える等により経費節減の検討が来年度以降必要。

○会員増強の効果が現れている単位会について、報奨金ではなく、全国大会などで表彰してはどうか。

2. 今後の方針

協議の結果、三栖委員長から今後の方針について以下の趣旨の発言がなされた。

平成25年度には人件費及び会議費等の管理費で3千万円、事業費で3千万円、合計6千万円の支出削減を図りたい。このため建築士事務所キャンペーン事業助成金については、当面中止せざるを得ない。平成26年度は建築復興支援センター事業支出の3千万円がなくなるが、さらに支出削減に努め、できるだけ収支±0に近づけるように考えていきたい。

単位会の来年度の計画に混乱が生じないように、この基本的考え方について、副会長等が各ブロック協議会で説明していただきたい。

以上の提案について、了承された。

3. 次回までの課題について

本日協議した方針を踏まえ事務局提示案②資料を修正し、それに基づき日事連全体の収支を確認できる資料を作成する。

4. 次回委員会開催予定

日 時：平成24年10月25日（木）

13:30～16:30

<配布資料>

- ①資料1 平成25、26年度支出削減及び収入増の方策等の意見について
- ②資料2 各委員による具体的支出減（H25、26）の試算比較
- ③第3回財政検討特別委員会概要

■平成24年8月常任理事会議事概要

1. 日時 平成24年8月24日（金）

13:30～15:15

2. 会場 日事連会議室

3. 常任理事会構成者数及び出席者数

常任理事会構成者数 14名

出席者数 14名

4. 出席者の氏名

出席者

会長 三栖邦博

副会長 八島英孝、山下卓治、上野浩也、大内達史、
田端 隆、西村 武

専務理事 高津充良

常任理事 朝岡市郎、泉谷良宏、後藤明夫、田畑光三、
富岡 学、宮原克平

事務局 北野芳男参与、恩田利昭事務局長、戸谷泰子
広報・渉外担当課長、鈴木雅之業務課長、
前田敏明総務課長、吉田 茂調査役

5. 議事録署名人

三栖邦博会長、大内達史副会長、泉谷良宏常任理事

6. 議事進行役

大内達史副会長

7. 議事

(1) 専決事項

1) 平成24年度日事連建築賞の表彰者決定の件

事務局より、資料1によって坂本一成日事連建築賞選考委員長の審査報告について次の趣旨の説明がなされた。

①本年度は、一般建築部門84点、小規模建築部門87点の合計171点の建築作品が単位会へ応募され、単位会での第1次審査を経て、32単位会から一般建築部門24点、小規模建築部門28点の合計52点の建築作品が日事連に応募された。

②第2次審査では、一般建築部門10作品、小規模建築部門9作品を日事連建築賞候補として選定し、さらに討議・検討を行い、国土交通大臣賞、日事連会長賞及び優秀賞候補として一般建築部門5作品、小規模建築部門5作品について現地審査を行った。

③現地審査は7月6日から8月7日にかけて行い、その結果を踏まえ8月7日の最終選考委員会で各委員の討議及び検討の結果、国土交通大臣賞1点、日事連会長賞1点及び優秀賞として一般建築部門3点、小規模建築部門4点、並びに優秀賞に準ずるものとして一般建築部門6点及び小規模建築部門4点を奨励賞とする選定を行った。

以上の説明の後、平成24年度日事連建築賞の表彰者決定について諮ったところ、異議なく資料1のとおり平成24年度日事連建築賞の表彰者を決定した。

2) 平成24年度年次功労者表彰者の決定の件

事務局より、資料2によって次の趣旨の説明がなされた。

平成24年度年次功労者表彰候補者については表彰規程に該当する者が資料2のとおり、日事連推薦候補者1名、単位会推薦38名となっている。なお、単位会からの推薦人数は、原則1名となっているが、北海道会からは特別の事情(理由書添付)により2名となっている。

以上の説明の後、平成24年度年次功労者表彰者決定について諮ったところ、異議なく資料2のとおり決定した。

なお、年次功労者表彰規定のうち、日事連の役員を一定年限在任し、退任した者で引き続き単位会会長に在任している者の取扱いについては見直しを図ることとし、総務・財務委員会で具体的検討をすることとした。

3) 創立記念表彰者の決定の件

事務局より、資料3によって次の趣旨の説明がなされた。

創立記念表彰は表彰規程により、正会員(単位会)表彰と単位会事務局職員永年勤続表彰(10年以上勤続で著しい功労があった者。過去に表彰された者は除く)の2種類の表彰を行う。

創立50周年での正会員(単位会)表彰の推薦基準は、創立40周年での推薦基準と同じく通算20年在籍し

た単位会（過去に表彰されたものは除く。）とし、該当単位会は6単位会である。今回の表彰により、在籍しているすべての単位会が表彰されることとなる。

単位会事務局職員永年勤続表彰は、単位会の推薦によって17名が推薦されている。

以上の説明の後、創立記念表彰者決定について諮ったところ、異議なく資料3のとおり決定した。

4) 特別功労者表彰者の決定の件

事務局より、資料4によって次の趣旨の説明がなされた。

特別功労者表彰は、本会の運営又は事業の実施に特に顕著な功績を挙げ、本会の発展に寄与したと認められる者の中から表彰者を定めることとなっている。今年度は有限会社日事連サービスの設立以来（平成7年2月以来）平成23年6月まで役員（専務取締役）として事業運営に大きく貢献し、日事連・建築士事務所賠償責任保険の拡大、拡充に努め大いなる業績を築き上げた中川孝昭氏を特別功労者として、日事連より感謝状を授与することとしている。

以上の説明の後、特別功労者表彰者決定について諮ったところ、異議なく資料4のとおり決定した。

なお、これらの表彰は平成24年10月5日開催の日事連創立50周年記念・第36回建築士事務所全国大会式典で行う。

(2) 協議事項

1) 平成24年度会費減免申請について

昨年の6月の総会において大規模な災害等に伴い、構成員が業務ができない等の理由により、単位会が当該構成員の会費を減額又は免除した場合、日事連においてもそれらの事情を考慮し、その会費（構成員割会費）の減額又は免除をすることができるよう、会費規程を改正した。今年度は昨年度に引き続き岩手会から、東日本大震災で被災し、単位会の会費を免除した会員に係る構成員割会費20事務所についての当該構成員の会費免除申請書が罹災証明書の写し等を添えて提出された。なお、

福島会及び宮城会は今年度の会費減免申請は行わない予定であるとのことである。

協議の結果、岩手会の構成員割会費に係る平成24年度会費減免申請について資料5のとおり、9月通常理事会に提案することとした。

2) 平成27年・第39回建築士事務所全国大会の主管会について

事務局より、資料6によって次の趣旨の説明がなされた。

3月29日の常任理事会で近畿ブロック協議会からの「平成27年度第39回建築士事務所全国大会主管会について」は、近畿ブロック協議会で主管会として予定されていた単位会が諸状況から開催できないため他のブロック協議会で検討してほしい旨の依頼を受け、福島会の意向も確認しつつ、関東甲信越ブロック協議会のなかで対応が可能か検討することとなった。その後、福島会の意向を確認したところ平成27年度の開催は考えていない旨の意向を確認したうえで、5月常任理事会では、関東甲信越ブロック協議会内で対応する方向で協議を進めている旨が報告されたところである。今般その協議の結果の報告として、同ブロック協議会から平成27年の第39回建築士事務所全国大会の主管会を茨城会が受託した旨の回答がなされた。

協議の結果、平成27年の第39回建築士事務所全国大会の主管会を関東甲信越ブロック協議会の茨城会とすることを、資料5のとおり9月通常理事会に提案することとした。

なお、地方開催として予定されている平成29年の第41回建築士事務所全国大会は近畿ブロック協議会内の単位会が主管会として開催することとした。

3) 特別委員会、専門委員会等の設置及び委員について

専務理事及び事務局より、資料7によって次の趣旨説明がなされた。

平成24・25年度特別委員会及び専門委員会等の設

置及び委員は、特別委員会等においては、(1)東日本大震災対策本部(継続設置・役員改選により副本部長が交代)、(2)基本問題検討特別委員会(新設)、(3)景観・まちづくり特別委員会(継続設置・一部の委員が交代)となっている。

専門委員会等においては、(1)業務・技術委員会関係で①構造技術専門委員会(改組)、②建賠保険等調査専門委員会(継続設置・役員改選により委員長等が交代)、③業務報酬基準ワーキンググループ(継続設置・主査が交代)、④業務報酬算定ソフト作成ワーキンググループ(継続設置)、(2)広報・渉外委員会関係で①会誌編集専門委員会(継続設置・一部の委員が交代)となっている。

協議の結果、原案を了承し、平成24・25年度の特別委員会及び専門委員会等の設置及び委員について資料7のとおり9月通常理事会に提案することを決めた。

4) 創立50周年記念・第36回建築士事務所全国大会の運営等について

事務局より、資料8によって創立50周年記念・第36回建築士事務所全国大会の運営等について

当日の運営及び正副会長の役割等について説明がなされ了承された。協議の結果、原案を了承し、創立50周年記念・第36回建築士事務所全国大会の運営等について資料8のとおり9月通常理事会に報告することを決めた。

5) 建築設備士試験の受験手数料について

専務理事より、資料9によって次の趣旨の説明がなされた。

建築設備士試験の受験手数料について試験実施団体である財団法人建築技術教育普及センターから意見照会がきた。7月の通常理事会で議論した一級建築士試験の受験手数料についてと同様の趣旨で学科・設計製図の個々の受験手数料を設定する案と、現行の受験手数料とのどちらが適当か理由とともに意見を平成24年8月

31日(金)までに提出するよう依頼された。

協議の結果、7月の通常理事会で決めた一級建築士試験の受験手数料についての回答と同様の趣旨で個々の受験手数料を設定する案では受験者の負担額が多くなるため、現行の受験手数料でよいとの意見で財団法人建築技術教育普及センターへ回答することを決めた。なお、9月の通常理事会ではこの回答内容を報告することとした。

6) 9月通常理事会の議題等について

9月通常理事会の議題等について資料10により協議がなされた。

協議の結果、原案どおり、資料10を9月通常理事会開催通知とすることを決めた。

(3) 報告事項

1) 会員・構成員異動報告

平成24年7月末の会員及び構成員数等を次の通り報告した。単体会別構成員数等は資料11の通り。

平成24年7月31日現在正会員46団体

構成員15,029事務所、賛助会員4社

これに関連して、単体会会員数の日事連への報告で5年間変動がないという単体会が8単体会あるが、正確な報告がなされているかとの発言があり、これについては今後各ブロック協議会で副会長、常任理事が単体会の正確な会員数を日事連へ報告するよう口頭で要請することとした。

2) 後援名義等使用の催物及び経過報告について事務局よりそれぞれ資料12、資料13により報告がなされた。

3) その他

三栖会長より、次の2点について発言と要請があった。

昨日開催した財政検討特別委員会で支出削減の大枠が決まった。詳細の金額については今後さらに検討することになるが、平成25年度では人件費及び会議費(総会等)の管理費で概ね3,000万円の支出削減を考えるとともに、事業費では概ね3,000万円の支出削減

が必要であり、このため日事連の一斉キャンペーンを目的として平成11年度からスタートした建築士事務所キャンペーン助成金については、当面中止せざるを得ない。このため単位会の来年度の計画に混乱が生じないようにこの基本的な考え方について、ブロックより選出されている副会長、常任理事が各ブロック協議会で説明していただくようお願いしたい。

次に、建築士事務所法については報告書がまとまったが、まずはその内容を単位会のなかで充分周知や議論を行い、単位会レベルの新法への気運を高めることが次のステップに向けて何よりも重要である。このため来年の3月を目途に気運づくりに尽力していただくよう各ブロック協議会でもその旨の周知をお願いしたい。

<配付資料>

- 資料1：平成24年度日事連建築賞審査報告（案）
- 資料2：平成24年度年次功労者表彰について（案）
- 資料3：創立記念表彰者について（案）
- 資料4：特別功労者表彰について（案）
- 資料5：平成24年度会費減免申請について
- 資料6：平成27年度第39回建築士事務所全国大会の開催主管会について（回答）
- 資料7：平成24・25年度特別委員会及び専門委員会等の設置について（案）
- 資料8：日事連創立50周年記念・第36回建築士事務所全国大会の運営について（案）
- 資料9：建築設備士試験の受験手数料について
- 資料10：平成24年9月通常理事会開催通知
- 資料11：会員・構成員異動報告書
- 資料12：後援、協賛名義使用の件
- 資料13：経過報告

■第1回総務・財務委員会議事概要

日時 平成24年9月3日（月）

14：30～16：40

会場 日事連会議室

出席者 委員長 宮原克平

副委員長 後藤明夫

委員 庄司雅美、栗原信幸、木下賀之、
山本康一郎、小西郁吉、井上精二

担当副会長 大内達史

特別出席 三栖邦博

事務局 高津専務理事、北野、恩田、前田、
松谷、赤土

1. 委員等紹介

宮原委員長の挨拶後、委員及び事務局の自己紹介が行われた。

2. 三栖会長挨拶

三栖会長より委員に対し、①2年間の任期の間にある程度の成果を出すつもりで活動してほしい、②どのように取り組めば会に貢献できるか考えてほしい、③ブロックや単位会で委員会報告等をするときは日事連の立場に立って行ってほしいとの依頼がなされた。

具体的な課題として以下のものを挙げられた。

- ①会員増強、②建築士事務所法制定に向けた運動、③財務基盤の強化

3. 議事

(1) 総務・財務委員会の分担事項及び平成24年度事業計画等について

事務局より資料1によって、総務・財務委員会に係る分担事項・平成24年度事業計画及び今後協議すべき具体的事項等について説明がなされた。

(2) 平成24年度日事連建築賞表彰者の決定の件

事務局より日事連建築賞受賞者の選定について、資料2によって次の趣旨の報告がなされた。

一般建築部門84点、小規模建築部門87点の合計171点の建築作品が単位会へ応募され、単位会での第1次審査を経て、32単位会から一般建築部門24点、小規模建築部門28点の合計52点の応募がなされた。

選考委員会では現地審査を経て、8月7日の最終選考委員会で最終的に選考がなされた。国土交通大臣賞及び日事連会長賞はそれぞれ1作品を、また、優秀賞に一般建築部門から3作品、小規模建築部門から4作品を、奨励賞に一般建築部門から6作品、小規模建築部門から4作品を選定した。

表彰は、10月5日の創立50周年記念・第36回建築士事務所全国大会の際に行う。

(3) 平成24年度年次功労者表彰者の決定の件

事務局より平成24年度年次功労者表彰者の決定について、資料3によって次の趣旨の報告がなされた。

表彰規程により、日事連推薦者1名及び単位会推薦者38名が該当する。なお、各単位会からの推薦人数は原則1名で依頼しているが、北海道会からは理由書が提出され2名となっている。

表彰は、10月5日の創立50周年記念・第36回建築士事務所全国大会の際に行う。

常任理事会では、日事連役員退任時に単位会会長在任中の者は表彰できない規程を見直し、単位会会長に在任しているか否かにかかわらず、日事連役員に一定年限在任し退任した者は表彰できるよう総務・財務委員会で検討することとした。

委員からは以下のような意見が出された。

- ・単位会会長在任中であっても、日事連役員を退任した際に表彰した方が良い。
- ・年次功労者表彰は構成員を対象としているが、やむを得ない理由により退会した者は表彰対象とできないか。

(4) 創立記念表彰者の決定の件

事務局より創立記念表彰者の決定について、資料4によって次の趣旨の報告がなされた。

創立記念表彰は表彰規程により、正会員（単位会）表彰及び単位会事務局職員永年勤続表彰の2種類の表彰を行う。

創立50周年での正会員（単位会）表彰の推薦基準は、創立40周年での推薦基準と同様通算20年在籍した単位会（過去に表彰されたものは除く）とし、該当単位会は6単位会である。今回の表彰により、在籍しているすべての単位会が表彰されることとなる。

単位会事務局職員永年勤続表彰は、10年以上勤続し著しい功労のあった者17名が単位会からの推薦により表彰が決定した。

表彰は、10月5日の創立50周年記念・第36回建築士事務所全国大会の際に行う。

(5) 特別功労者表彰者の決定の件

事務局より創立記念表彰者の決定について、資料5によって次の趣旨の報告がなされた。

特別功労者表彰は、本会の運営又は事業の実施に特に顕著な功績を挙げ、本会の発展に寄与したと認められる者の中から表彰者を決定する。

平成7年2月の有限会社日事連サービスの設立以来、平成23年6月まで専務取締役として、日事連・建築士事務所賠償責任保険の拡大、拡充に努め日事連の事業運営に大きく貢献された有限会社日事連サービスの中川孝昭相談役を特別功労者として表彰する。

表彰は、10月5日の創立50周年記念・第36回建築士事務所全国大会の際に行う。

(6) 平成24年度会費減免申請について

事務局より平成24年度会費減免申請について、資料6によって次の趣旨の報告がなされた。

大規模な災害等に伴い、構成員が業務ができない等の理由により、単位会が当該構成員の会費を減額又は免除した場合、日事連においてもそれらの事情を考慮し、その会費（構成員割会費）の減額又は免除をすることができるよう、平成23年6月の総会において会費規程を改正した。

今般、岩手会から、東日本大震災で被災し単位会の会費を免除した会員にかかわる構成員割会費20構成員に

についての当該構成員の会費免除申請書が、罹災証明書の写し等を添えて提出され、平成24年構成員割合費を免除することを9月通常理事会に提案することとした。

なお、宮城会及び福島会は今年度の会費減免申請は行わない予定とのことである。

(7) 平成27年・第39回建築士事務所全国大会の主管会について

事務局より平成27年・第39回建築士事務所全国大会の主管会について、資料7によって次の趣旨の報告がなされた。

近畿ブロック協議会で平成27年度の全国大会主管会として予定されていた単位会が、国体と時期が重なり開催が困難なため、同ブロック協議会から他のブロック協議会での開催を検討してほしい旨日事連に依頼がなされた。

これを受け、福島会が平成27年度の開催を希望していないことを確認し、近畿ブロック協議会の次に平成29年度全国大会（地方開催）が予定されていた関東甲信越ブロック協議会内の単位会で対応可能か打診したところ、同ブロック協議会から平成27年度第39回建築士事務所全国大会の主管会を茨城会が受託した旨回答がなされ、9月通常理事会に提案することとした。

なお、その次の地方開催予定の平成29年度第41回建築士事務所全国大会は近畿ブロック協議会内の単位会が主管会として開催する。

(8) 創立50周年記念・第36回建築士事務所全国大会の運営等について

事務局より創立50周年記念・第36回建築士事務所全国大会の運営等について、資料8によって、当日の運営、スケジュール及び正副会長の役割等について説明がなされた。続いて大内副会長より、記念パーティで、元オリンピックメダリスト等による東京への2020年オリンピック誘致PRを行い、記念撮影等に応じてもらう予定である旨説明がなされた。

(9) 財政検討特別委員会の検討状況について

大内副会長及び事務局より、財政検討特別委員会の検討状況について、資料9によって次の趣旨の報告がなされた。

財政検討特別委員会で支出削減の大枠が決まった。詳細の金額については今後さらに検討することになるが、平成25年度では人件費及び会議費（総会等）の管理費で概ね3,000万円の支出削減を考えるとともに、事業費でも概ね3,000万円の支出削減が必要であり、このため日事連の一斉キャンペーンを目的として平成11年度からスタートした建築士事務所キャンペーンの助成金については、当面中止せざるを得ない。このため単位会の来年度の計画に混乱が生じないようこの基本的な考え方について、副会長、常任理事が各ブロック協議会で説明することとしたので、総務・財務委員も機会があれば説明していただきたい。

(10) 入会承認の基準に係る定款施行細則の一部変更について

事務局より入会承認の基準に係る定款施行細則の一部変更について、資料10によって次の趣旨の説明がなされた。

①公益法人制度改革により、法人の設立に際しては準則主義が採用されたため、一般社団法人等の新法人を容易に設立できるようになった。また、建築士法第27条の2の規定を満足すれば、容易に法定法人としての建築士事務所協会が設立できる。従って、今後、新法人としての建築士事務所協会が一都道府県内に複数存在する可能性がある。この新法人としての建築士事務所協会から日事連に対し入会申請がなされ無制限に入会を承認すると、正会員としての単位会が一都道府県内に濫立し、日事連及び既存の単位会の業務運営に重大な支障が生ずることが想定される。

②平成24年3月に関東甲信越ブロック協議会より、

日事連に対し次の趣旨の要望がなされた。

「関東甲信越ブロック協議会において、1都道府県1建築士事務所協会が望ましいとの考えが満場一致で賛同された。都道府県において、新たに建築士事務所協会が設立され、法定団体となった場合に、日事連において入会申請は、どのように取り扱われるのか、大変危惧している。日事連入会の取扱いについての早急な検討を要望する」

③3月から7月にかけて、常任理事会及び正副会長打ち合わせで検討した結果、以下のとおりの方針とした。

当初、都道府県内の会員団体以外の建築士事務所協会から入会申請がなされた場合には、理事会の申し合わせで入会を承認しない方針で検討することとした。しかし、このことにつき日事連の法律顧問に相談したところ、対内的事項については理事会の申し合わせで対処できるが、入会承認という対外的な事項については、理事会の申し合わせでは適当でない。入会の承認基準を定款の施行細則として規定化した方が良いとの意見がなされた。

協議の結果、理事会の申し合わせではなく、定款施行細則で入会承認基準を規定化し、「一都道府県一建築士事務所協会」とすることで検討を進めることとした。定款施行細則変更は、7月以降新たに組織する総務・財務委員会で検討し、その後、常任理事会、理事会で協議し細則化するとの方針を受け、本日の委員会に諮った。

協議の結果、各自入会承認の基準に係る定款施行細則の一部変更について検討し、次回委員会で決定することとした。

(11) がん保険の募集拡大について

事務局よりがん保険の募集拡大について、資料11によって次の趣旨の説明がなされた。

7月12日付けで、アフラックより(有)日事連サービス

宛に、過去10ヶ月の販売実績では代理店手数料規程の契約解約基準に該当し、このままでは代理店業務委託契約解約となる。9月末時点でこの契約解約基準に該当しないよう通知を受けた。なお、この代理店業務委託契約を解約されると、がん保険加入者の団体割引が適用されなくなる。

(有)日事連サービスは建築士事務所賠償責任保険の募集に注力しており、現状の体制ではがん保険のこの契約解約基準をクリアし続けることは困難である。そこで、(有)日事連サービスのもとに日事連のがん保険の募集について事情をよく理解している(株)共栄会保険代行の協力を得て、がん保険の共同募集を行いたい。幹事代理店を(有)日事連サービス、募集代理店を(株)共栄会保険代行とし、手数料シェアはそれぞれ20%及び80%としたい。具体化に当たっては、今後、委員長と相談して進めたい。

なお(株)共栄会保険代行は、昭和56年11月に日事連がアフラックとがん保険の団体契約を結んだときの保険代理店であったが、平成7年2月に日事連構成員に建賠保険への加入促進を図るため、日事連が母体となって(有)日事連サービスを設立した。その際、がん保険の保険代理店と保険加入者を(株)共栄会保険代行から(有)日事連サービスに変更した経緯がある。

委員からは以下のような意見が出された。

- ・団体割引はどれくらいなのか。→保険料の1.5%であると事務局より回答。
- ・1.5%程度の割引で、今後も団体契約を続けていく価値があるのか。
- ・既にごん保険に加入している人が多く、恒常的に新規加入者を獲得できるのか。
- ・(有)日事連サービスが建賠だけでなく、他の保険のメニューも揃え、積極的に営業すべきである。

協議の結果、これらの意見を踏まえた(有)日事連サービスの保険募集に対する方針を明確に示し、常任理事会に提案することとした。

(12) 福島会の平成23年度会費免除分の納付について

事務局より福島会の平成23年度会費免除分の納付について、資料12によって次の趣旨の説明がなされた。

福島会から、東日本大震災に被災した構成員の平成23年度会費免除分が、東京電力から賠償金として補填されたので、当該免除分を日事連宛納付したいとの申し出がなされた。

協議の結果、異議なく平成23年度会費免除分を納付してもらうこととした。

(配付資料)

資料1：総務・財務委員会の分担事項及び平成24年度事業計画等について他

資料2：平成24年度日事連建築賞審査報告他

資料3：平成24年度年次功労者表彰者について

資料4：創立記念表彰者について

資料5：特別功労者表彰について

資料6：平成24年度会費減免申請について

資料7：平成27年第39回建築士事務所全国大会の開催主管会について（回答）他

資料8：日事連創立50周年記念・第36回建築士事務所全国大会の運営について

資料9：財政検討特別委員会の検討状況について

資料10：一つの都道府県から複数の建築士事務所協会が、日事連に対し入会申し込みがなされた場合の対応について

資料11：がん保険の募集拡大について他

資料12：平成23年度構成員割会費免除分の納付について

■主な行事予定

※行事日程は中止・変更等になる場合がございますのでご了承ください。

平成24年

- | | |
|--------|----------------|
| 10月18日 | 業務報酬算定ソフト作成WG |
| 23日 | 基本問題検討特別委員会 |
| 25日 | 財政検討特別委員会 |
| 11月5日 | 構造技術専門委員会 |
| 6日 | 五会会長会議 |
| 9日 | 監査会 |
| 13日 | 総務・財務委員会 |
| 14日 | 正副会長会
常任理事会 |

平成25年度の第37回建築士事務所全国大会（三重大会）は、伊勢神宮の式年遷宮に合わせて、平成25年8月9日（金）に三重県伊勢市で開催いたします。

■第1回日本建築士事務所政経研究会役員会議事概要

1. 日 時 平成24年7月19日(木)

11:00~12:30

2. 場 所 日事連会議室

3. 出席者 ○印は出席者

会 長 ○八島 英孝(福岡)
幹事長 ○山下 卓治(鳥取)
会計責任者 ○上野 浩也(京都)
職務代行者 ○北野 芳男(日事連)
幹 事 西村 武(北海道)
○田畑 光三(福島)
○大内 達史(東京)
○宮原 克平(埼玉)
○田端 隆(三重)
○朝岡 市郎(愛知)
○泉谷 良宏(奈良)
○富岡 学(香川)
○後藤 明夫(宮崎)

(特別出席) 日事連会長 ○三栖 邦博(日事政研相談役)

事 務 局 ○市川 貴之

4. 議長

八島会長

5. 議事録署名人

八島会長、田畑幹事

6. 議事

議事に先立ち、八島会長より「これからの日事政研の運営方針として、これまでのように三役中心ではなく、できる限り役員全員により取り組んでいくことを基本としたい。また、政治関係等の問題を扱うこととなるため、役員会等において分からないことがあればそのままにするのではなく、どんなことでも質問していただき、きちんと理解整理した上で持ち帰っていただくようお願いしたい。」旨の挨拶があった。

(1) 日事政研のこれまでの活動と現状について

事務局から、資料1-1~1-4により、日事政研のこれまでの活動と現状等について概要説明があった。

なお、委員からは、過年度の未納の状況について質問があり、事務局からいずれの単位会とも毎年分割して未納分を納入していただいている旨の説明がなされた。

(2) 日事政研の事業計画に基づく今後の運営方針等について

事務局から、資料2により、平成24年度の事業計画に基づく運営方針等について概要説明があり、続いて八島幹事長より、「事業計画に沿った日事政研の運営方針について、それぞれどのように対応していくべきか、幹事の皆様の忌憚のないご意見を伺いたい」旨の発言があり、意見交換に移った。

委員からは、「これから選挙があり、今のままでいけば政権が交代する可能性が高い。現段階では、具体的にどのように動くべきか苦慮する。一方で、各単位会において地元で付き合いのある議員と関係を深め、そちらから様々な働き掛けを行っていくという方法もあるのではないか。」「事務所法の問題については、まずは会員と建築関係団体への理解周知を徹底し、その上で今一度内容の見直し等を行うことが先決であると考え。先に足元を固めた上で、次のフェーズとして政治への働き掛けを行うべきではないか。」「建築士事務所法については、日事連において周知や内容の見直し等を進めている間に、日事政研としてどのような支援ができるのか体制づくりを進め、それらを合わせて新法の制定に向けて動くべきだと考える。」「自民党建築設

計議員連盟については、最近総会も開かれておらず、存在意義が薄くなっている。せっかく議連があるのだから、この活用についても積極的に推進すべきではないか。」、「まずは日事連としての要望を固めてもらうのが先決であり、その結果をもって日事政研としての対策を講じることとしてはどうか。」、「政党との関係については、選挙の結果如何によってどのような結果になるか分からず、民主党及び自民党の双方と良好な関係を保っていくしかない。」、「地方では、今でも自民党が主流であり、付き合いも自民党との関係が中心となっているケースも多く、それぞれの単位会の実状等も尊重していく必要がある。」、「単位会では、事務所法の重要性等があまり理解されておらず、国政よりも県議等との関係を重視する会員も多い。日事政研の運動について、更なる周知対策が必要ではないか。」等の意見が出された。

以上の発言の後、八島会長からは、事務所法の問題については、今後の日事連としての方針を踏まえ、政研としてどのような支援対策を行っていくべきか、引き続き検討していくこととしたい。また、関係国会議員との連携については、政治情勢が不透明なこともあり、当面は、状況を注視し民主党及び自民党の双方と良好な関係を保っていからざるを得ないとする。また、単位会による政治団体の設立促進については、昨年度、全ブロックに対する働き掛けを行ったが、各地域の実状等もあると思うので、日事政研からは必要な情報提供等を行っていくこととしたい旨の発言があり、了承された。

また、北野会計責任者職務代行者より、関係議員からの政治資金パーティーへの協力要請については、これまでの各議員の日事政研・日事連に対する貢献度合等を踏まえ、協力の可否について会長の判断を仰ぐこととさせていただきたい旨の発言があり、了

承された。

(配布資料)

- 資料1-1：日事政研のこれまでの活動と経緯等について
- 資料1-2：平成23年度収支決算書
- 資料1-3：これまでの国政選挙における陣中見舞い等の金額について
- 資料1-4：単位会による政治団体の設立状況
- 資料2：平成24年度事業計画に基づく今後の運営方針等について
- 資料2参考：新聞記事（7公益法人が政治活動）
- 参考1：日事政研会則
- 参考2：自民党建築設計議員連盟名簿
- 参考3：民主党関係議員
- 参考4：辻議員メッセージ